

株式会社 with shiny

ケアスクール Shiny

介護職員初任者研修（通学）

学則

株式会社 with shiny ケアスクール Shiny

介護職員初任者研修（通学）

学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者（以下「当社」という）が実施する。

名称	株式会社 with shiny
代表者氏名	磯田 達
所在地	愛知県名古屋市中川区西中島一丁目 1008 ピースフルハイツ 103

（研修の目的）

第2条 高齢者の増大かつ多様化したニーズに対応した適切な介護サービスを提供する為、資質の高い介護で援助のできる訪問介護員の養成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする。

（実施課程（形式）及び、研修の名称）

第3条 前条の目的を達成する為に、次の研修事業（以下「研修」という）を実施する。

実施課程（形式）：介護職員初任者研修（通学形式）

研修の名称：ケアスクール Shiny 介護職員初任者研修（通学）

（研修の実施場所及び定員）

当社は前条の目的を達成する為に次の要旨の通り研修を実施する。

第4条 実施場所

・lifeup ビル 1F テナント（定員：15名）

〒457-0005 愛知県名古屋市南区桜台1丁目14-11

株式会社ライフアップベース

第5条 研修期間等

研修日程表（様式2-1）の通りとする。

・スクーリング

研修日程に従い、各講義を全て受講すること。

何らかの理由で受講が出来なかった講義については、別途指定した日にちで受講を行う。

第6条 研修科目の免除

・特別養護老人ホーム等の介護職員としての実務経験を有する者

対象者

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上でありかつ180日以上介護等の業務に従事した者

免除科目（免除できる科目）

職務の理解（6時間）

対象者

平成25年4月1日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号に掲げる研修の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

免除科目（免除できる科目）

認知症の理解（6時間）を除く全科目

対象者

生活援助従事者研修を修了している者

免除科目（免除できる科目）

介護におけるコミュニケーション技術（6時間）

老化の理解（6時間）

障害の理解（3時間）

免除科目（一部免除又は内容を軽くして実施することができる科目）

職務の理解（6時間→4時間）

介護における尊厳の保持・自立支援（9時間→3時間）

介護の基本（6時間→2時間）

介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間→6時間）

認知症の理解（6時間→3時間）

こころとからだのしくみと生活支援技術

I. 基本知識の学習（10～13時間→2.5～5.5時間）

II. 生活支援技術の講義・演習（50～55時間→35.5～40.5時間）

III. 生活支援技術演習（10～12時間→8～10時間）

振り返り（4時間→2時間）

対象者

入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援基発第 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）基礎講座及び入門講座を修了している者

免除科目（免除できる科目）

介護の基本（6時間）

老化の理解（6時間）

認知症の理解（6時間）

障害の理解（3時間）

対象者

認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者

免除科目（免除できる科目）

認知症の理解（6時間）

対象者

訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）」による改正前の介護保険施行規則第 22 条の 23 に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者

免除科目（一部免除又は内容を軽くして実施することができる科目）

職務の理解（6時間→3時間）

介護における尊厳の保持・自立支援（9時間→6時間）

こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間→68時間）

（カリキュラム）

第 7 条 別紙（様式 3—1）の通りとする。

(主要テキスト)

- 第 8 条 介護職員初任者研修テキスト 第 1 巻 介護・福祉サービスの理解
介護職員初任者研修テキスト 第 2 巻 コミュニケーション技術と
老化・認知症・障害の理解
介護職員初任者研修テキスト 第 3 巻 こころとからだのしくみと
生活支援技術
を主要テキストとする。

(実習)

第 9 条 実習について

当研修は、介護職員初任者研修のカリキュラムにおいて実習を必須科目として定めていないため、実習は実施しないものとする。

よって、実習に係る科目設定・日程・費用負担等は設けない。

(修了認定)

第 10 条 次のように研修の修了認定を行う。

(1) 出欠の確認方法

- ・各科目の授業開始前に担当講師が出欠確認を行い、出席簿に記録する。
- ・15 分以上の遅刻または早退した場合は、欠席扱いとする。

(2) 成績の評定方法

- ・全科目の修了時に修了評価を行う。修了評価は、講師による評価と筆記試験により行う。

講師による評価は、研修項目「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認・評価を行い、評価基準に達することを要する。評価基準については理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分とし C 以上で評価基準を満たしたものと認定する。

筆記試験は理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分とし、C 以上で評価基準を満たしたものと認定する。

認定基準は下記の通りとする。

認定基準（100 点を満点評価とする）

A = 90 点以上、B = 80～89 点、C = 70～79 点、D = 70 点未満

なお、基準点に達していても、科目によっては著しく低い科目（正答なし）があった場合は補講を行い再評価を行う。

(3) 研修の修了年限

- ・研修の修了年限については概ね 8 ヶ月とする。

(4) 修了の認定方法

- ・第7条に定めるカリキュラムを全て履修しなければならない。
- ・各科目、全てにおいて修了時の修了評価に合格しなければならない。
- ・修了評価において、知識・技術等の習得が充分でないと評価された場合は、振替受講等で到達目標に達するよう指導し、再評価を行う。

(5) 修了証明書

- ・修了が認定された者には、別紙（様式8）に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。
- ・研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係る所定の申請があった場合は、修了証明書を再発行する。なお、手数料として1通につき1,000円を受講者負担とする。

(受講資格)

第11条 受講対象者は、次の通りとする。

- (1) 性別、学歴、国籍問わず、介護の出来る健全な心身である15歳以上の者
- (2) 在宅、施設を問わず、介護職として介護に携わることを希望する者
- (3) その他、当社が本研修受講者として適当と認めた者

(受講手続き)

第12条 受講手続は次の通りとする。

(1) 募集時期

開講日の10日前から募集を行う。なお、応募者多数の場合は申込書の先着順とする。

(2) 受講料

- ・60,000円（税別・テキスト代を含む）とする。
- ・受講生の自己都合により受講の中止をされた場合、受講料の返金を行わないものとする。

(3) 受講料の納入方法

申込者に対し教材及び受講料請求書を送付。指定の期日までに金融機関に振り込むこととする。

※研修の開始までに受講料が振り込まれない時には、受講を断る場合がある。

(補講の取り扱い)

第13条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、同時期もしくは次回以降に開催する別の研修等の同一項目への振替受講を必要とする。また、日程の都合により個別での補講となることもある。振替受講においては全体の割以内の受講時間（約13時間）とする。

振替受講に係る受講料は1日につき15,000円とする。

(苦情等に関して)

第14条 本研修に関わる苦情等に関しては以下が窓口となり誠心誠意対応するものとする。

苦情・相談窓口

ケアスクール Shiny 事務局 磯田 達

電話：(052) 990-2027 (受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時)

FAX：(052) 990-3627 (受付時間 24時間対応)

(個人情報の取り扱い)

第15条 受講者の個人情報については秘密保持について充分配慮する。

受講者は実習上に知り得た実習先での個人情報の秘密保持については、これを厳守する。また、受講者は実習に先立ち、各実習先についての個人情報保護に関する文書に署名する。

(研修修了者名簿の取り扱い)

第16条 当事務局にて永年保存するほか、愛知県知事に提出し保管される。

(本人確認について)

第17条 研修初日において、次に掲げるいずれかの提示により研修受講者が本人である事を確認する。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・資格確認書類（確認日において有効な健康保険証を含む）の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示
- ・マイナンバーカードの提示

(退校措置)

第18条 下記の場合、退校処分とする。その際、受講料の返金を行わないものとする。

- (1) 学力劣等で修了の見込みがないと認められる場合。
- (2) 正当な理由がなくして出席が常でない者。

- (3) 研修の秩序を乱す行為または研修受講時の遵守事項に反し、事務局及び担当講師より再三の改善催告によるも改善の兆候がみられないと判断された場合。

(担当講師)

第 19 条 講師については「講師一覧表」のとおりとする。

(不慮の事態における対応)

第 20 条 不慮の事態により本研修が継続不可能となった場合、中止又は研修の延期の処置をとる。延期に対しては延期になった同一授業及び実習を期間内で新たに日を定めて行うものとする。

(施行細則)

第 21 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。 以上